

生食発 1018 第 1 号
平成 30 年 10 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第 3 項の
規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 366 号)及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 367 号)が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示 370 号。以下「規格基準告示」という。)の一部及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。)の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 規格基準告示関係

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬アセフェート、農薬アミスルブロム、農薬シアゾファミド、動物用医薬品ジシクラニル、動物用医薬品及び飼料添加物センデュラマイシン、農薬ビシクロピロン、農薬ピフルブ

ミド並びに農薬メタミドホスについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

2 対象外物質告示関係

法第 11 条第 3 項の規定に基づき、対象外物質に、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンを追加したこと。

第 2 適用期日

告示日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
アセフェート	とうもろこし、大豆、小豆類、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ぶどう、かき、バナナ、その他の果実、綿実、その他のナッツ類、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪及び乳
センデュラマイシン	鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分
メタミドホス	そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、やまいも、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタ

	<p>ス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、未成熟えんどう、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、あんず、すもも、クランベリー、ぶどう、かき、バナナ、なたね、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、乳、鶏の脂肪及びその他の家禽の脂肪</p>
--	---

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、センデュラマイシンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するアセフェートとは、アセフェートのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）に設定されているアセフェートの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- (4) 今回残留基準値を設定するアミスルブロムとは、アミスルブロムのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 今回残留基準値を設定するシアゾファミドとは、シアゾファミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) 今回残留基準値を設定するジシクラニルとは、ジシクラニルのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するセンデュラマイシンとは、センデュラマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 今回残留基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）をビスクロピロンに換算したもの及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-

トリフルオロメチル-ニコチン酸】(加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む。)をビシクロピロンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- (9) 今回残留基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】をピフルブミドに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (10) 今回残留基準値を設定するメタミドホスとは、アセフェート由来のメタミドホスを含めたものとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (11) サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス(サンショウの果実を除く。)に設定されているメタミドホスの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬アミスルブロム、農薬シアゾファミド及び農薬ピフルブミドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アセフェート（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.3	0.5
大豆	● 0.3	0.5
小豆類	● 1	3.0
そら豆	●	2
らっかせい	●	0.2
その他の豆類	●	1
ばれいしょ	● 0.5	1.0
やまいも（長いものをいう。）	0.5	0.5
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.05	1.0
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.05	10
かぶ類の根	● 0.5	1.0
かぶ類の葉	● 0.5	10
西洋わさび	●	5.0
クレソン	●	5.0
はくさい	● 0.2	5.0
キャベツ	● 0.2	5.0
芽キャベツ	●	5.0
ケール	●	5.0
こまつな	● 1	5.0
きょうな	● 1	5.0
チンゲンサイ	● 1	5.0
カリフラワー	● 2	5.0
ブロッコリー	● 0.05	5.0
その他のあぶらな科野菜	● 1	5.0
ごぼう	0.1	0.1
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	●	6
エンダイブ	●	6
しゅんぎく	●	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 1	5.0
その他のきく科野菜	● 0.05	0.2
たまねぎ	● 0.3	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.1
にんにく	● 0.2	2.0
にら	●	0.5
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.5

農薬アセフェート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パセリ	●	0.5
セロリ	●	10
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	● 0.03	5.0
ピーマン	● 0.05	5.0
なす	● 0.05	5.0
その他のなす科野菜	●	5.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.1	5.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	1
しろうり	●	1
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜	●	0.5
ほうれんそう	● 0.7	6
たけのこ	●	3.0
オクラ	● 3	5.0
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	○ 5	3.0
えだまめ	0.5	0.5
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	1
その他のきのこ類	●	1
その他の野菜	● 0.05	3.0
みかん	●	5.0
なつみかんの果実全体	●	5.0
レモン	●	5.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	5.0
グレープフルーツ	●	5.0
ライム	●	5.0
その他のかんきつ類果実	●	5.0
クランベリー	0.5	0.5
ぶどう	●	5.0
かき	● 0.3	2.0
バナナ	●	1
その他の果実	● 0.05	1.0
綿実	●	2.0

農薬アセフェート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のナッツ類	●	0.1
茶	● 0.2	10
サンショウの果実	/	1
その他のスパイス	● 0.7	/
その他のハーブ	●	5
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	●	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
とうがらし（乾燥させたもの）	○ 50	/
乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）	/	0.2

農薬アミスルブロム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.05	
てんさい	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	30	30
はくさい	10	10
キャベツ	3	3
ケール	20	20
こまつな	15	15
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
ほうれんそう	30	30
しょうが	○ 2	0.7
えだまめ	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2

農薬アミスルブロム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	2	2
いちご	0.05	0.05
ぶどう	5	5
その他の果実	1	1
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	20	20

農薬シアゾファミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	20	20
クレソン	○ 10	
はくさい	○ 15	2
キャベツ	○ 2	0.7
芽キャベツ	○ 2	
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	○ 15	10
チンゲンサイ	○ 15	3
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	1
その他のあぶらな科野菜	20	20
チコリ	○ 10	
エンダイブ	○ 10	
しゅんぎく	○ 10	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	○ 10	
たまねぎ	○ 2	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 2	
わけぎ	5	5

農薬シアゾファミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のゆり科野菜	3	3
にんじん	0.09	0.09
みつば	10	10
トマト	2	2
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 10	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
しろうり	0.1	0.1
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 10	0.1
ほうれんそう	25	25
しょうが	3	3
未成熟いんげん	○ 0.4	
えだまめ	5	5
その他の野菜	10	10
みかん	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
日本なし	○ 0.5	
もも	0.3	0.3
ネクタリン	1	1
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.2	
いちご	0.7	0.7
ぶどう	10	10
パパイア	0.5	0.5
その他の果実	1	1
ホップ	○ 15	10
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	15	15

動物用医薬品ジシクラニル（昆虫成長抑制剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.125
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.125
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1

動物用医薬品及び飼料添加物センデュラマイシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	● 0.05	0.09
その他の家きんの筋肉	●	0.09
鶏の脂肪	● 0.4	0.5
その他の家きんの脂肪	●	0.5
鶏の肝臓	○ 0.6	0.5
その他の家きんの肝臓	●	0.5
鶏の腎臓	0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	●	0.5
鶏の食用部分	○ 0.6	0.03
その他の家きんの食用部分	●	0.5

農薬ビシクロピロン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.04	
大麦	○ 0.07	
とうもろこし	0.03	0.03

農薬ピフルブミド（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.3	0.3
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
未成熟いんげん	2	2
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	2	2

農薬ピフルブミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	1	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
その他の果実	1	1
茶	50	50
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	○ 0.2	

農薬メタミドホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）		0.01
小麦		0.01
大麦		0.01
ライ麦		0.01
とうもろこし	○ 0.2	0.1
そば		0.01
その他の穀類		0.01
大豆	○ 0.1	0.05
小豆類	2	2
えんどう		0.01
そら豆	●	0.2
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	●	0.3
ばれいしょ	● 0.1	0.25
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01
かんしょ		0.01
やまいも（長いもをいう。）	● 0.1	0.3
こんにやくいも		0.01

農薬メタミドホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のいも類		0.01
てんさい	● 0.02	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.03	1
かぶ類の根	● 0.3	0.5
かぶ類の葉	● 0.5	5
西洋わさび	●	3
クレソン	●	0.5
はくさい	● 0.2	2
キャベツ	● 0.1	1.0
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	0.7
こまつな	● 0.5	0.7
きょうな	● 0.5	2
チンゲンサイ	● 0.5	0.5
カリフラワー	● 0.5	1.0
ブロッコリー	● 0.02	1.0
その他のあぶらな科野菜	● 0.5	3
ごぼう	● 0.02	0.05
サルシフィー		0.01
アーティチョーク	● 0.2	0.2
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.1	1.0
その他のきく科野菜	● 0.1	0.5
たまねぎ	● 0.2	0.3
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	● 0.1	1
にら	●	0.3
アスパラガス		0.01
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.3
にんじん		0.01
パースニップ		0.01
パセリ	●	0.3
セロリ	●	5
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	● 0.02	2.0
ピーマン	● 0.03	2.0
なす	● 0.02	1.0
その他のなす科野菜	●	2.0
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.02	1.0
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.1

農薬メタミドホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	●	0.5
ほうれんそう	● 0.2	0.5
たけのこ	●	2
オクラ	0.5	0.5
しょうが	○ 0.1	0.05
未成熟えんどう	●	0.5
未成熟いんげん	○ 1	0.5
えだまめ	● 0.3	0.5
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	● 0.03	30
みかん	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実	●	1
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	1.0
ネクタリン		0.01
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.1
すもも（プルーンを含む。）	●	0.3
うめ		0.01
おうとう（チェリーを含む。）		0.01
いちご		0.01
ラズベリー		0.01
ブラックベリー		0.01
ブルーベリー		0.01
クランベリー	●	0.3
ハックルベリー		0.01
その他のベリー類果実		0.01
ぶどう	●	3
かき	● 0.3	1
バナナ	●	0.1
キウイー		0.01

農薬メタミドホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド		0.01
パイナップル		0.01
グアバ		0.01
マンゴー		0.01
パッションフルーツ		0.01
なつめやし		0.01
その他の果実	0.1	0.1
ひまわりの種子		0.01
ごまの種子		0.01
べにばなの種子		0.01
綿実	○ 0.2	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	○ 0.1	0.01
ぎんなん		0.01
くり		0.01
ペカン		0.01
アーモンド		0.01
くるみ		0.01
その他のナッツ類	●	0.05
茶	● 0.05	5
ホップ	●	5.0
サンショウの果実		0.2
その他のスパイス	● 0.1	
その他のハーブ	●	0.8
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.01	0.05
豚の脂肪	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.05
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	●	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	0.01	0.01

農薬メタミドホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）		0.1

脚注

※○：平成30年10月18日適用（規制緩和の品目）

●：平成31年4月18日適用（規制強化の品目）

- 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、センデュラマイシンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- 今回残留基準値を設定するアセフェートとは、アセフェートのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）に設定されているアセフェートの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- 今回残留基準値を設定するアミスブルロムとは、アミスブルロムのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するシアゾファミドとは、シアゾファミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するジシクラニルとは、ジシクラニルのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するセンデュラマイシンとは、センデュラマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するビスクロピロンとは、ビスクロピロン、代謝物B【2-(2-メトキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）をビスクロピロンに換算したもの及び代謝物K【2-(2-ヒドロキシ-エトキシメチル)-6-トリフルオロメチル-ニコチン酸】（加水分解により代謝物Kに変換される代謝物を含む。）をビスクロピロンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- 今回残留基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】をピフルブミドに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するメタミドホスとは、アセフェート由来のメタミドホスを含めたものとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- サンショウの果実及び乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）に設定されているメタミドホスの残留基準値については、これらの基準値を統合して「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。